整理番号	会一法1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日		
個 人 情 報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	,			
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	警務部会計課、大津警察署、草津 警察署、守山警察署、甲賀警察署、 近江八幡警察署、東近江警察署、 彦根警察署、米原警察署、長浜警 察署、木之本警察署、高島警察署、 大津北警察署		
個人情報ファイル	遺失物法(平成 18 年	F法律第73号)に関する事務	<b>务の適正な遂行を確保するために利</b>		
の 利 用 目 的	用する。				
個人情報ファイルに 記録されている項目 要配 慮 個 人 情 報	1 受理番号、2 受理方法、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8 届出者続柄、9 届出者氏名、10遺失日時、11遺失場所、12物件(現金・物品)、13遺失者連絡状況、14遺失者連絡日時、15遺				
□有  ■無		失者連絡方法、16処理結果			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	遺失者(届出者)				
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	遺失者(届出者)からの提出				
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(警視庁及び道府県警察本部 ) □無				
外部委託の有無	□有 ■無				
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号				
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) - (内容) -				

	■法第60条第2項第1号	
個人情報ファイル	(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号
の種別	政令第21条第7項に該当するファイル	(マニュアル処理ファイル)
	□有  ■無	
行政機関等匿名加工情報		
の提案の募集をする個人	■該当  □非該当	
情報ファイルである旨		
     行政機関等匿名加工情報	(名称)	
の提案を受ける組織の名	滋賀県警察本部警務部警察県民セ	ンター情報公開推進室
称および所在地	(所在地)	
71.40 & 0 // 11.25	〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号	
行政機関等匿名加工情報	本人の数 -	
の概要	情報の項目 -	
作成された行政機関等匿	(名称)	
名加工情報に関する提案	_	
を受ける組織の名称およ	(所在地)	
び所在地	_	
作成された行政機関等匿		
名加工情報に関する提案	_	
をすることができる期間		
備考		

_	1		T
整理番号	会-法2	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	警務部会計課、大津警察署、草津 警察署、守山警察署、甲賀警察署、 近江八幡警察署、東近江警察署、 彦根警察署、米原警察署、長浜警 察署、木之本警察署、高島警察署、 大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	遺失物法(平成 18 <sup>年</sup> 用する。	- F法律第 73 号)に関する事務	8の適正な遂行を確保するために利
個人情報ファイルに 記録されている項目	7公告の有無、8公	告年月日、9取扱職員、10打	日時、5受理警察署、6受理交番等、 合得日時、11拾得場所、12拾得者住
要配慮個人情報□有■無	所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13届出者続柄、14届出者氏名、15拾得者権利区分、16拾得者氏名等告知同意区分、17施設占有者整理番号、18施設占有者名称・所在地・連絡先、19施設占有者交付受理日時、20施設占有者権利区分、21施設占有者氏名等告知同意区分、22警察からの返還連絡、23物件(現金・物品)、24保管場所区分、25特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26移送先警察署、27移送年月日、28保管委託年月日、29保管委託先氏名(名称)・住所・連絡先、30鑑査依頼年月日、31埋蔵文化財認定年月日、32任意提出年月日、33還付年月日、34遺失者連絡状況、35遺失者判明年月日、36遺失者連絡日時、37遺失者連絡方法、38遺失届受理番号、39遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、40払出区分、41払出年月日、42払出先氏名(名称)・住所(所在地)・連絡先		
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	拾得物件の拾得者(届出者・施設占有者を含む) 払出先となる者(遺失者を含む)		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	拾得者(届出者・施設占有者を含む)からの提出 遺失者への返還、払出手続き		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(警視庁及び道府県警察本部 ) □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。		

および所在地	(所在地)
	〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令)       一       (内容)       —
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	■該当  □非該当
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号
行政機関等匿名加工情報 の概要	本人の数 - 情報の項目 -
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案	(名称)
を受ける組織の名称およ び所在地	(所在地) —
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	_
備考	

整理番号	会一法3	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
個 人 情 報ファイルの名称	一時預り情報ファイル			
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	警務部会計課、大津警察署、草津 警察署、守山警察署、甲賀警察署、 近江八幡警察署、東近江警察署、 彦根警察署、米原警察署、長浜警 察署、木之本警察署、高島警察署、 大津北警察署	
個人情報ファイル の 利 用 目 的	第35条第3項に規2	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。) 第35条第3項に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取り、法第36条第1項 に規定する負傷動物等の発見者の通報措置に関する事務の適正な遂行を確保する		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1受理番号、2受理日時、3受理都道府県、4受理警察署、5受理交番等、6取扱職員、7発見日時、8発見場所、9発見者区分、10発見者住所・氏名・年齢・保護			
要配慮個人情報□有 ■無	者氏名・連絡先、11届出者続柄、12届出者氏名、13警察からの返還連絡、14物件(動物)、15払出区分、16払出年月日、17払出先氏名(名称)・住所(所在地)・連絡先			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	大又は猫、負傷動物等の発見者(届出者) 払出先となる者(遺失者を含む)			
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	発見者(届出者)からの提出 遺失者への返還、払出手続き			
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(警視庁及び道府県警察本部 ) □無			
外部委託の有無	□有 ■無			
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号			
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特	(根拠法令) —			

別の手続等	(内容)			
			_	
	■法第60条第2項第1号			□法第60条第2項第2号
個人情報ファイル	(電算処理ファイル)			
の種別	政令第21条第7項に該当するファイル		(マニュアル処理ファイル)	
	□有  ▮	無		
行政機関等匿名加工情報				
の提案の募集をする個人	■該当	□非該当		
情報ファイルである旨				
行政機関等匿名加工情報	(名称)			
の提案を受ける組織の名	滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室			
称および所在地	(所在地)			
77.40 00 0 // [22.6]		〒520-8501	滋賀県大津市打	丁出浜 1 番 10 号
行政機関等匿名加工情報	本人の数		_	
の概要	情報の項目			
作成された行政機関等匿	(名称)			
名加工情報に関する提案			_	
を受ける組織の名称およ	(所在地)			
び所在地			_	
作成された行政機関等匿				
名加工情報に関する提案			_	
をすることができる期間				
備考				

整理番号	務-法1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
個 人 情 報 ファイルの名称	留置管理システム			
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	警務部警務課、大津警察署、草津 警察署、守山警察署、甲賀警察署、 近江八幡警察署、東近江警察署、 彦根警察署、米原警察署、長浜警 察署、大津北警察署	
個人情報ファイル の 利 用 目 的	被留置者の適正な処	:遇及び留置事故の防止に資	するために利用する。	
個人情報ファイルに 記録されている項目 要配 慮 個 人 情 報 ■有 □無	部屋番号、10逮捕年	1氏名、2生年月日、3年齢、4性別、5国籍、6罪名①、7罪名②、8係名、9部屋番号、10逮捕年月日、11送致年月日、12勾留年月日、13起訴年月日、14他機関等年月日、15受刑者年月日、16移監釈放年月日、17委託所属、18特別要注意者該当有無		
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	滋賀県警察に留置された者(被留置者)			
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	被留置者からの聴取、処理に伴う調査、検察庁及び裁判所からの提供			
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(警察庁 )			
外部委託の有無	□有 ■無			
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号			
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) - (内容) -			
個人情報ファイル の種別	■法第60条第2項第 (電算処理ファイ		□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	

	政令第21条第7項に該当するファイル
	□有  ■無
行政機関等匿名加工情報	
の提案の募集をする個人	□該当    ■非該当
情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報	(名称)
の提案を受ける組織の名 称および所在地	(所在地)
行政機関等匿名加工情報	本人の数 -
の概要	情報の項目
作成された行政機関等匿	(名称)
名加工情報に関する提案	_
を受ける組織の名称およ	(所在地)
び所在地	_
作成された行政機関等匿	
名加工情報に関する提案	_
をすることができる期間	
備考	

整理番号	警県一法1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 ファイルの名称	相談情報ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	警務部警察県民之分一、警務部警務部会計課、警務部會等務部会計課、警務部企画教養課、警務部情報管理課、警務部厚生課、警務部戶生課、警察等等等等等等等等等等等等等等等等等。 生活安全部地域安全部地域安全部地域安全部地域安全部地域安全部地域安全部大型。 生活安全部大型。 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个
個人情報ファイル の 利 用 目 的	県内で受理した相談に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談業務の遂行を図るとともに、犯罪等による被害の未然防止に資することを目的とする。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1受付番号、2管理番号、3件名、4受理者(所属、課係、官職、氏名)、5受理窓口、6受理種別、7受理日時、8相談者(住所、職業、電話番号、氏名、氏名のふ		

要配慮個人情報 ■有 □無 本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲) 個人情報ファイルに	りがな、生年月日、年齢、性別)、9関係者(住所係、氏名、氏名のふりがな、生年月日、年齢、性発相談、12被害相談、13該当罪名等、14処理の17特定相談、18処理区分、19緊急性、20継続担当課、22引継ぎ先、23参考送付、24指揮事用属、課係、官職、氏名)、27追加対応となった理相談事案に係る受理者、相談者、関係者及び担当	性別)、10 相談の要旨、11 告訴・告 の概要、15 資料添付、16 相談分類、 相談処理担当者(課係、氏名)、21 項、25 作成年月日、26 担当者(所 里由
記録される個人情報 (記録情報)の収集方法 記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	相談受理及び対応 ■有(警察庁 □無	)
外部委託の有無	□有 ■無	
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民セン ※ 県内の各警察署警務課におい (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打	ても受け付けることができます。
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) — (内容) —	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	□該当   ■非該当	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) — (所在地) —	
行政機関等匿名加工情報 の概要	本人の数 - 情報の項目 -	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案	(名称) — — —	

	_	
を受ける組織	はの名称およ	(所在地)
び所在地		_
作成された行	r 政機関等匿	
名加工情報に	<u>・</u> 関する提案	_
をすることがつ	できる期間	
備	考	

整 理 番 号	生企一法1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個人情報ファイルの名称	保護取扱関係ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、大津 警察署、草津警察署、守山警察署、 甲賀警察署、近江八幡警察署、東 近江警察署、彦根警察署、米原警 察署、長浜警察署、木之本警察署、 高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	適正な保護の実施と	関係機関への通報など、措	置状況を明確にするため
個人情報ファイルに 記録されている項目			6 電話番号、7 傷病の有無、8 認
要配慮個人情報■有□無	知の端緒、9発見日時 【保護情報】 10 保護の種別、11 保護の根拠、12 発見時の状況及び保護の必要性、13 保護の開始及び解除日時、14 保護の場所 【引取人情報】 15 住所、16 氏名、17 職業、18 連絡先、19 被保護者との関係 【その他情報】 20 保護中の特異事項、21 保護期間延長の有無、22 保健所長への通報の有無		
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	警察において保護した被保護者及び身柄引取者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	被保護者及び関係者からの聴取		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(簡易裁判所 ) □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		

訂正・利用停止に関する	(根拠法令)	
他の法令の規定による特別の手続等	(内容)	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	□該当    ■非該当	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) ————————————————————————————————————	
行政機関等匿名加工情報 の概要	本人の数 - 情報の項目 -	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案	(名称)	
を受ける組織の名称およ び所在地	(所在地) ————————————————————————————————————	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	_	
備考		

整理番号	生企一法 2	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報ファイルの名称	子ども安全リーダー	-関係ファイル	
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、大津警察署、草津警察署、守山警察署、 甲賀警察署、近江八幡警察署、東 近江警察署、彦根警察署、米原警 察署、長浜警察署、木之本警察署、 高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	子ども安全リーダー	-の委嘱等により、子どものタ	安全を確保するため
個人情報ファイルに 記録されている項目	1住所、2氏名、3 活動歴等、9継続年		番号、6所属学区、7役職、8社会
要配慮個人情報□有 ■無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	子ども安全リーダー被委嘱者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	本人		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有(		)
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	《所在地》		ター情報公開推進室 ても受け付けることができます。 丁出浜 1 番 10 号
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令)		

	■法第60条第2項第1号	
個人情報ファイル	(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号
の種別	政令第21条第7項に該当するファイル	(マニュアル処理ファイル)
	□有  ■無	
行政機関等匿名加工情報		
の提案の募集をする個人	□該当    ■非該当	
情報ファイルである旨		
     行政機関等匿名加工情報	(名称)	
の提案を受ける組織の名	<del>-</del>	
称および所在地	(所在地)	
神るよの方性	<del>-</del>	
行政機関等匿名加工情報	本人の数 -	
の概要	情報の項目 -	
作成された行政機関等匿	(名称)	
名加工情報に関する提案	_	
を受ける組織の名称およ	(所在地)	
び所在地	_	
作成された行政機関等匿		
名加工情報に関する提案	_	
をすることができる期間		
備考		

整理番号	生企-法3	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者リスト		
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、大津 警察署、草津警察署、守山警察署、 甲賀警察署、近江八幡警察署、東 近江警察署、彦根警察署、米原警 察署、長浜警察署、木之本警察署、 高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的			り捜査の過程で押収した名簿登載者 ことにより、これらの犯罪被害を防
個人情報ファイルに 記録されている項目 要配 慮 個 人 情 報	1案件年、2案件種	別、3案件番号、4資料名、	、5住所、6氏名、7電話番号
安 配 憑 圖 八 情 報			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	捜査の過程で押収し	た名簿に登載されている者	
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	警察庁からの提供		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有(		)
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	《所在地》	察本部警務部警察県民セン 内の各警察署警務課におい 〒520-8501 滋賀県大津市打	ても受け付けることができます。
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) (内容)	-	

	■法第60条第2項第1号	
個人情報ファイル	(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号
の種別	政令第21条第7項に該当するファイル	(マニュアル処理ファイル)
	□有  ■無	
行政機関等匿名加工情報		
の提案の募集をする個人	□該当    ■非該当	
情報ファイルである旨		
     行政機関等匿名加工情報	(名称)	
の提案を受ける組織の名	<del>-</del>	
称および所在地	(所在地)	
神るよの方性	<del>-</del>	
行政機関等匿名加工情報	本人の数 -	
の概要	情報の項目 -	
作成された行政機関等匿	(名称)	
名加工情報に関する提案	_	
を受ける組織の名称およ	(所在地)	
び所在地	_	
作成された行政機関等匿		
名加工情報に関する提案	_	
をすることができる期間		
備考		

整 理 番 号	生企一法4	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報ファイルの名称	青色防犯パトロールデータベース (実施者)		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、大津 警察署、草津警察署、守山警察署、 甲賀警察署、近江八幡警察署、東 近江警察署、彦根警察署、米原警 察署、長浜警察署、木之本警察署、 高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	青色防犯パトロール	実施者証を作成(発行)し、	、実施状況等を管理するため
個人情報ファイルに 記録されている項目	1実施者証番号、2警察署、3団体名、4氏名、5返納申請の有無、6廃棄(返納) の有無、7備考1、8備考2		
要配慮個人情報□有 ■無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	青色防犯パトロール	団体の実施者	
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	申請書		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有(		)
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	《所在地》	察本部警務部警察県民セン 内の各警察署警務課におい 〒520-8501 滋賀県大津市打	ても受け付けることができます。
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) (内容)	_	

	■法第60条第2項第1号	
個人情報ファイル	(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号
の種別	政令第21条第7項に該当するファイル	(マニュアル処理ファイル)
	□有  ■無	
行政機関等匿名加工情報		
の提案の募集をする個人	□該当    ■非該当	
情報ファイルである旨		
     行政機関等匿名加工情報	(名称)	
の提案を受ける組織の名	<del>-</del>	
称および所在地	(所在地)	
神るよの方性	<del>-</del>	
行政機関等匿名加工情報	本人の数 -	
の概要	情報の項目 -	
作成された行政機関等匿	(名称)	
名加工情報に関する提案	_	
を受ける組織の名称およ	(所在地)	
び所在地	_	
作成された行政機関等匿		
名加工情報に関する提案	_	
をすることができる期間		
備考		

整理番号	生企一法5	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
個人情報ファイルの 利 用 目 的	古物営業法(昭和24年法律第108号)及び質屋営業法(昭和25年法律第158号) に基づく古物営業及び質屋営業の許可等に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目	1許可証番号、2許		4被許可者の氏名又は名称、法人等
要配慮個人情報■有□無	の種別、生年月日、住所又は居所、電話番号及び本(国)籍、5行商をしようとする者であるかどうかの別、6取引にHPを用いるかどうかの別、7ホームページURL、8主として取り扱おうとする古物の区分、9記事(別項目の入力内容の補足説明)、10代表者等(種別、氏名、生年月日、住所、電話番号、本(国)籍、記事(別項目の入力内容の補足説明))、11営業所・古物市場(所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称、所在地、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分、記事(別項目の入力内容の補足説明))、12管理者(氏名、生年月日、住所、電話番号、本(国)籍、記事(別項目の入力内容の補足説明)、13再交付日、14再交付理由、15変更年月日、16変更区分、17返納年月日、18返納理由、19競り売りの形態、20競り売り日時、21競り売り開催場所、22競り売り開催場所を管轄する警察署、23自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号、24買受けの申込みを受ける通信手段の種類、25仮設店舗日時、26仮設店舗設置場所、27仮設店舗設置場所を管轄する警察署【第2 質屋】1許可証番号、2許可年月日、3被許可者の氏名又は名称、法人等の種別、生年月日、住所及び本(国)籍、4営業所の名称及び所在地、5管理者等(種別、氏名、生年月日、住所及び本(国)籍)、6変更年月日、7変更区分、8廃業等届出種別、		
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	古物商、古物市場主、質屋及び営業所管理者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	申請者からの申請そ	の他法令に基づき収集する。	>

記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(警察庁 □無	)	
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	<ul><li>(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民セン</li><li>※ 県内の各警察署警務課におい</li><li>(所在地)</li><li>〒520-8501 滋賀県大津市</li></ul>	ても受け付けることができます。	
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	<ul> <li>(根拠法令)</li> <li>1 古物営業法第7条第1項及び第2項並びに公安委員会規則第10号)第5条第3項及び第2 質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施号)第8条第1項</li> </ul>	第6項	
	<ul><li>(内容)</li><li>1 第1の4から8及び10から12の記録項目の内容に変更があった場合の訂正</li><li>2 第2の3から5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正</li></ul>		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	■該当  □非該当		
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民セン (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1		
行政機関等匿名加工情報 の概要	本人の数 - 情報の項目 -		
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案	(名称)		
を受ける組織の名称およ び所在地 作成された行政機関等匿	(所在地) 		
名加工情報に関する提案 をすることができる期間			
備    考			

	T	T	<del></del> _	
整 理 番 号	生企一法6	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
個人情報 ファイルの名称	金属屑回収業者管理ファイル			
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイル	滋賀県金属屑回収業	条例(昭和 31 年滋賀県条例	第 58 号) に基づく金属屑回収業者	
の 利 用 目 的	の許可及び届出等に	関する事務の適正な遂行を確	確保するために利用する。	
個人情報ファイルに	【第1 金属屑商】			
記録されている項目	   1許可証番号、2許	可年月日、3被許可者の氏名	     名又は名称、生年月日、本籍、住所	
要配慮個人情報□有 ■無	1 許可証番号、2 許可年月日、3 被許可者の氏名又は名称、生年月日、本籍、住所 又は法人の主たる事務所の所在地、4 法人の代表者の氏名、生年月日、本籍、住所、 5 営業所の名称、所在地、6 管理者の氏名、生年月日、住所、本籍 【第2 金属屑行商】 1 金属屑行商の証番号、2 行商届出年月日、3 行商の届出者の本籍、住所又は居所、 氏名、生年月日、主たる行商地			
本人として個人情報				
ファイルに記録される	金属屑商、金属屑行商及び営業所管理者			
個人の範囲(記録範囲)				
個人情報ファイルに				
記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	申請者等からの申請・届出その他法令に基づき収集する。			
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合の提供先	□有( ■無		)	
外部委託の有無	□有 ■無			
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称		察本部警務部警察県民センタ 内の各警察署警務課において	ター情報公開推進室 ても受け付けることができます。	
および所在地	〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号			
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(昭和 31 年滋賀県2 2 滋賀県金属屑回 条例施行規則第 5	公安委員会規則第4号)第5 日収業条例第8条第3項及び 条及び第6条第1項	滋賀県金属屑回収業条例施行規則 条 第9条並びに滋賀県金属屑回収業 県金属屑回収業条例施行規則第5	

	条及び第6条第2項 4 滋賀県金属屑回収業条例第14条第3項及び滋賀県金属屑回収業条例施行規則 第11条第3項			
	(内容)			
	1 第1の3及び4の記録項目の内容に変更があった場合の訂正 2 第1の5の記録項目の内容に変更があった場合の訂正 3 第1の6の記録項目の内容に変更があった場合の訂正			
個人情報ファイル の種別	4 第2の3の記録項目の内容に変更があった  ■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)  政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	場合の訂正 □法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)		
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	■該当  □非該当			
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民セ (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜			
行政機関等匿名加工情報 の概要	本人の数 - 情報の項目 -			
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案	(名称)			
を受ける組織の名称およ び所在地	(所在地) —			
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	_			
備考				

整理番号	生企一法7	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報ファイルの名称	猟銃・空気銃等管理ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課、大津 警察署、草津警察署、守山警察署、 甲賀警察署、近江八幡警察署、東 近江警察署、彦根警察署、米原警 察署、長浜警察署、木之本警察署、 高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイル	猟銃及び空気銃等の	許可その他銃砲刀剣類所持	等取締法(昭和 33 年法律第 6 号。
の 利 用 目 的	以下「銃刀法」とい	う。) に関する事務の適正な	送行を確保するために利用する。
個人情報ファイルに	1銃種、2許可証番	:号、3本(国)籍、4住所、	5氏名、6性別、7生年月日、8
記録されている項目	登録事由発生年月日	、9許可番号、10有効期間	、11 射撃指導員指定の有無、12 講
要配慮個人情報■有 □無	習受講年月日、13 商品名等、14 銃口径、15 銃特徴、16 銃番号、17 銃全長、18 銃身長、19 適合実包、20 弾倉型式、21 装填可能弾数、22 替え銃身本数、23 替え銃身、24 用途別、25 管轄警察署、26 追加打刻番号、27 記事、28 取消事由又は失効事由、29 問題銃登録		
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	可を受けた者、第9 理する者(第9条の 第1号の規定により 規定により届出があ	条の4第1項第1号の規定に の6第2項の規定により届出 指定を受けた練習射撃場を いった場合)、譲渡を受けた銃	クロスボウ又は刀剣類の所持の許 こより指定を受けた教習射撃場を管 があった場合)、第9条の9第1項 管理する者(第9条の11第2項の 砲店又はクロスボウ販売事業者(第 第3項の規定による許可証の返納
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	申請者からの申請そ	の他法令に基づき収集する。	,
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(警察庁 □無		)
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	《所在地》	察本部警務部警察県民セン 内の各警察署警務課におい 〒520-8501 滋賀県大津市打	ても受け付けることができます。
		1 0 <b>5</b> 0 0001	1 HIV T H TO V

訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	<ul><li>(根拠法令)</li><li>銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第32条</li><li>(内容)</li><li>3から6まで、17、18及び22から24までの記録項目に変更があった場合の訂正</li></ul>			
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無			
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	■該当  □非該当			
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号			
行政機関等匿名加工情報 の概要	本人の数 - 情報の項目 -			
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称およ び所在地	(名称) — (所在地) —			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	_			

整理番号	生企一法8	作成年月日または	令和 5 年 4 月 1 日	
		直近の修正年月日		
個人情報	ET 11 N/ N/ Mills hadro frote water			
ファイルの名称	風俗営業等管理ファ	イル		
		個人情報ファイルが		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	利用に供される事務を	生活安全部生活安全企画課	
大肥饭用り石竹	<b>应</b> 具所言宗平即攻		<b>生伯女主印生伯女主正画味</b>	
	因必必来力证帐点来	つかさどる組織の名称	ンツが、 )、 > ) のサブスの仏図	
個人情報ファイル			営業等」という。)の許可その他風	
の利用目的			律(昭和 23 年法律第 122 号。以下	
	「風営法」という。	)に関する事務の適正な遂行	行を確保するために利用する。	
個人情報ファイルに	1許可等年月日、2	行政処分等の区分、3営業体	亭止等の期間、4営業の種別、5法	
記録されている項目	人・個人の別、6許	可番号、7営業所の名称、8	3 営業所等の所在地、9 法人名、10	
	法人の所在地、11代	表者又は経営者の氏名、12년	弋表者又は経営者の生年月日、13代	
	表者又は経営者の本	(国)籍、14代表者又は経営	営者の住所、15管理者等の氏名、16	
	管理者等の生年月日	、17管理者等の本(国)籍、	18管理者等の住所、19役員の氏名、	
	20役員の生年月日、21役員の本(国)籍、22役員の住所、23広告宣伝で使用する呼			
	称、24電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、25自動公衆送信装置設置			
要配慮個人情報	者の氏名又は名称、26自動公衆送信装置設置者の住所、27電気通信設備の設置場所、			
■有□無	28会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容、29会			
_13/	話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置として利用する			
	識別番号等の付与者の名称、30会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認			
	   するための措置とし	て利用する識別番号等の付	与者の代表者の氏名、31許可管理番	
	号、32認定番号、33客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、34受付所			
	待機所の別、35映像伝達用設備を識別するための電話番号等			
	風俗営業等の許可を		と者の記録又は廃業届出を提出した	
	   者の記録については	、取消し等された時点から	5年間保存される。)、特例風俗営	
本人として個人情報	   業者又は特例特定遊	興飲食店営業の認定を受ける。	た者 (認定を取消し等された者の記	
ファイルに記録される	   録については、取消	し等された時点から5年間(		
   個人の範囲(記録範囲)	   業及び深夜酒類提供	飲食店営業の開始届出を提品	出した者 (廃業した者の記録につい	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ては、廃業した時点	から5年間保存される。)	並びに行政処分を受けた者(当該処	
	分を受けた時点から10年間保存される。)			
────────────────────────────────────				
記録される個人情報	申請者からの申請そ	の他法令に基づき収集する。		
(記録情報)の収集方法	THIS OF THE CYLLIA PICE OC WAY / VO			
記録情報を当該実施機関				
以外の者に経常的に提供	■有(警察庁		)	
•	□無			
する場合の提供先				

外部委託の有無	□有 ■無		
	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室		
開示・訂正・利用停止請	※ 県内の各警察署警務課にお	らいても受け付けることができます。	
求を受理する組織の名称	(所在地)		
および所在地	〒520-8501 滋賀県大津	市打出浜1番10号	
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) 1 風営法第9条第3項(同法第31条の23 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関安委員会規則第1号。以下「規則」という第88条第2項及び第3項 2 風営法第27条第2項及び規則第42条第3 風営法第31条の2第2項及び規則第554 風営法第31条の7第2項及び規則第555 風営法第31条の17第2項及び規則第77 風営法第33条第2項及び規則第104条 (内容) 1 風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に26及び30の記録項目に変更があった場合の113 風営法第27条第1項の届出書を提出したび25の記録項目に変更があった場合の113 風営法第31条の2第1項の届出書を提出32、46及び47の記録項目に変更があった場 1項の届出書を提出33から35まで及び48の記録項目に変更があった場 5 風営法第31条の12第1項の届出書を提出21、25及び33の記録項目に変更があった場 6 風営法第31条の17第1項の届出書を提出21、25及び33の記録項目に変更があった場 6 風営法第31条の17第1項の届出書を提出 21、25及び33の記録項目に変更があった場合の訂正7 風営法第33条第1項の届出書を提出した録項目に変更があった場合の訂正7 風営法第33条第1項の届出書を提出した録項目に変更があった場合の訂正	関する法律施行規則(昭和 60 年国家語)。)第 20 条第 2 項及び第 3 項並び第 3 項並び第 3 条 9 条 4 条 70 条 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2	
個人情報ファイルの種別	<ul><li>■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)</li><li>政令第21条第7項に該当するファイル □有</li><li>■無</li></ul>	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
の提案の募集をする個人	┃ ■該当 □非該当		
情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報	(名称)		
17以1以内口口加上月刊	マロヤリ		

称および所在地	(所在地)	
		〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号
行政機関等匿名加工情報	本人の数	_
の概要	情報の項目	_
作成された行政機関等匿	(名称)	
名加工情報に関する提案		_
を受ける組織の名称およ	(所在地)	
び所在地		_
作成された行政機関等匿		
名加工情報に関する提案		_
をすることができる期間		
備考		

			T
整理番号	地一法1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 6 年 11月 1 日
個 人 情 報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	別紙のとおり
個人情報ファイル の 利 用 目 的	犯罪の予防、災害事	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	で平穏な生活を確保するため
個人情報ファイルに 記録されている項目	1氏名、2性別、3 先	生年月日・年齢、4住所・電	電話番号、5 職業、6 緊急時の連絡
要配慮個人情報■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	<ul><li>・巡回連絡を実施した世帯主、家族及び緊急時の連絡先</li><li>・巡回連絡を実施した事業者の代表者及び緊急時の連絡先</li></ul>		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	巡回連絡		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有(		)
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	《所在地》	察本部警務部警察県民センス 内の各警察署警務課において 〒520-8501 滋賀県大津市打	ても受け付けることができます。
訂正・利用停止に関する	(根拠法令)	_	
他の法令の規定による特別の手続等	(内容)		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第 (電算処理ファイ 政令第21条第7項に □有 □無	ル)	■法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報		
の提案の募集をする個人	□該当	■非該当
情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報	(名称)	
の提案を受ける組織の名		_
称および所在地	(所在地)	
77.1.000///		_
行政機関等匿名加工情報	本人の数	_
の概要	情報の項目	_
作成された行政機関等匿	(名称)	
名加工情報に関する提案		_
を受ける組織の名称およ	(所在地)	
び所在地		_
作成された行政機関等匿		
名加工情報に関する提案		_
をすることができる期間		
備考		

別紙

警察署	交番·署所在地	
大 津	雄 琴	大 石
	坂本	田上
		上田上
	皇子山	
	藤 尾	
	 浜 大 津	
	 大津駅前	
	富 士 見	
	石山駅前	
	石山南郷	
	瀬 田	
	 瀬田駅前	
草 津	草津駅前	笠縫
	南草津駅前	常盤
	矢 橋	金 勝
	志津	
	Д Д	
	野村	
	手原駅前	
	栗東駅前	
守 山	野洲駅前	兵 主
	守山駅前	中里
	河 西	三上
	速 野	篠 原
		祇 王
甲賀	信楽	大野
	水口石橋	伴 谷
	貴生川	柏木
	甲西駅前	土 山
	石 部	大原
	下 田	油 日
		佐 山
		寺 庄
	Ţ	深川
	Ţ	杉谷
	Ţ	雲井
	Ī	朝宮
	Ţ	多羅尾
		菩 提 寺

警察署	交番·署所在地	
近江八幡	近江八幡駅前	
八八四	八幡山	
<u> </u>	武佐	篠原駅前
	_	北里
		安土
		竜 王
		島
東近江	愛知川警部	市辺
	日野警部	平田
	八日市駅前	政 所
	玉園	市原
	能登川駅前	
	五個荘	
		福 堂
	-	
	-	湖東東
	-	
	-	
	<u> </u>	
	-	朝日野
	_	長峰
		秦荘東
		秦荘西
		必 佐
		南比都佐
		桜 谷
彦 根	高宮	八 坂
	彦根駅前	鳥居本
	本町	甲良
	南彦根駅前	豊 郷
	河瀬駅前	大
	稲枝	多 賀
米 原	米原駅前	醒 井
	近江長岡	
	~:-~	

## 別紙

	•	刀小科
警察署	交番·署所在地	駐 在 所
長 浜	虎 姫	上 坂
	長浜駅前	常喜
	八幡東	富田
	神照	川道
	勝	高 畑
	浅井	小 谷
木之本	署所在地	高 時
		高 月
		古保利
		中之郷
		塩津
		永 原
高 島	勝野	海津
	安曇川駅前	蛭口
	弘川	船木
	新旭	古賀
		朽 木
大津北	仰木	伊香立
	堅田駅前	葛 川
	小野	和 邇
		木 戸
		小 松

整理番号	通指-法1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個人情報ファイルの名称	110番通報等の受理に関するファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	生活安全部通信指令課、交通部高速道路交通警察隊、大津警察署、 草津警察署、守山警察署、甲賀警察署、近江八幡警察署、東近江警察署、彦根警察署、米原警察署、 長浜警察署、木之本警察署、高島 警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	迅速かつ的確な初動	)警察活動を行うため	
個人情報ファイルに 記録されている項目	1 受理番号、2 受理日時、3 件名 1 、4 件名 2 、5 続報、6 手口、7 誤報原因、8 管轄、9 交番、10 発生日時、11 発生場所、12 臨場場所、13 通報者、14 年齢、15		
要配慮個人情報■有 □無	性別、16 通報関係、17 国籍、18 日本語(可、不可)、19 住所、20 電話、21 通報 手段、22 概要、23 指令(指令先、指令時間)、24 転送(転送先、転送時間)、25 結 果、26 時間、27 備考		
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	通報者・関係者・受理者・指令者及び対応者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	受理者又は対応者による聴取		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有(		)
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令)	_	

	■法第60条第2項第1号	
個人情報ファイル	(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号
の種別	政令第21条第7項に該当するファイル	(マニュアル処理ファイル)
	□有  ■無	
行政機関等匿名加工情報		
の提案の募集をする個人	□該当    ■非該当	
情報ファイルである旨		
     行政機関等匿名加工情報	(名称)	
の提案を受ける組織の名	<del>-</del>	
称および所在地	(所在地)	
神るよの方性	<del>-</del>	
行政機関等匿名加工情報	本人の数 -	
の概要	情報の項目 -	
作成された行政機関等匿	(名称)	
名加工情報に関する提案	_	
を受ける組織の名称およ	(所在地)	
び所在地	_	
作成された行政機関等匿		
名加工情報に関する提案	_	
をすることができる期間		
備考		

整理番号	組対一法1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個人情報ファイルの名称	不当要求防止責任者講習管理ファイル		
実施機関の名称	個人情報ファイルが 滋賀県警察本部長 利用に供される事務を 刑事部組織犯罪対策課 つかさどる組織の名称		
個人情報ファイル の 利 用 目 的		イな行為の防止等に関する法 任された責任者に対する講	律の規定により不当要求による被 習の実施の為に利用する。
個人情報ファイルに 記録されている項目	氏名、8 生年月日、	9 男女別、10 役職名、11 連	地、5業種、6事業所名、7責任者格先、12選任年月日、13初代選任
要配慮個人情報□有 ■無			17 変更項目、18 選任受講日、19 2 事業所番号、23 備考欄、24 定期
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	責任者選任届出書を提出した者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	責任者選任届出書の提出		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(滋賀県暴力団追放推進センター ) □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特	(根拠法令) - (内容)		
別の手続等		_	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第 (電算処理ファイ 政令第21条第7項に □有 ■無	ル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報		
の提案の募集をする個人	□該当	■非該当
情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報	(名称)	
の提案を受ける組織の名		_
称および所在地	(所在地)	
77.1.000///		_
行政機関等匿名加工情報	本人の数	_
の概要	情報の項目	_
作成された行政機関等匿	(名称)	
名加工情報に関する提案		_
を受ける組織の名称およ	(所在地)	
び所在地		_
作成された行政機関等匿		
名加工情報に関する提案		_
をすることができる期間		
備考		

整理番号	鑑一法1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報ファイルの名称	犯罪経歴証明書発給事務ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	刑事部鑑識課
個人情報ファイル の 利 用 目 的	犯罪経歴証明書を要求する提出先の国、地域又は国際機関宛てに作成するため		
個人情報ファイルに 記録されている項目			日、5性別、6国籍、7旅券番号、 犯歴の有無、12 宛名印刷処理月日
要配慮個人情報■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	犯罪経歴証明書の発給要件に該当し、犯罪経歴証明書発給申請書を提出した者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	犯罪経歴証明書発給申請書及び警察庁等に対する犯罪経歴の照会結果		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有(		)
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	《所在地》	察本部警務部警察県民セン 内の各警察署警務課におい 〒520-8501 滋賀県大津市打	ても受け付けることができます。
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特	(根拠法令)		
別の手続等	(内容)	_	
個人情報ファイル の種別	■法第60条第2項第 (電算処理ファイ 政令第21条第7項に	ル)	□法第60条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	□有  ■無		

行政機関等匿名加工情報		
の提案の募集をする個人	□該当	■非該当
情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報	(名称)	
の提案を受ける組織の名		_
称および所在地	(所在地)	
77.1.000///		_
行政機関等匿名加工情報	本人の数	_
の概要	情報の項目	_
作成された行政機関等匿	(名称)	
名加工情報に関する提案		_
を受ける組織の名称およ	(所在地)	
び所在地		_
作成された行政機関等匿		
名加工情報に関する提案		_
をすることができる期間		
備考		

個 人 情 報 ファイルの名称 実 施 機 関 の 名 称 滋賀 個 人 情 報 ファイル の 利 用 目 的 効果	を企一法 1 事故情報管理フ 県警察本部長	作成年月日または 直近の修正年月日 ファイル 個人情報ファイルが 利用に供される事務を	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報 ファイルの名称 実 施 機 関 の名 称 滋賀 個 人情報ファイル の 利 用 目 的 効果	事故情報管理フ 県警察本部長	プァイル 個人情報ファイルが	令和 5 年 4 月 1 日
ファイルの名称       実施機関の名称       遊賀       個人情報ファイルの利用目的効果	<b>県警察本部長</b>	個人情報ファイルが	
個人情報ファイル 集約の利用目的 効果			
の利用目的効果	した交通事故情	つかさどる組織の名称	交通部交通企画課
, date	010000	<b>青報を元に統計情報を作成し、</b>	多角的な要因分析を行うことで、
- +rr	的な交通事故防	5止対策を図るために利用する	3.
個人情報ファイルに   1 都	道府県警察署等	テコード、2原票作成年、3原	京票作成月、4原票作成日、5事故
記録されている項目 内容	、6 死者数、7	重傷者数、8軽傷者数、9乗	車人員(第1当事者、第2当事者)、
15 発送 、分 、 当 ド 転 、 事 当 力 任 事 当 運 事 2 の 、 コ 者 事 当 運 事 2 の 、 コ 者 事 当 運 事 2 の 、 コ 者 事 当 を ま に 運 事 2 の 、 コ 者 事 当 を ま に 乗 当 運 事 2 の 、 コ 者 事 当 を ま に 乗 当 運 事 2 の 、 コ 者 事 当 を ま に 乗 当 運 事 2 の 、 コ 者 事 当 を ま に 乗 当 運 事 2 の 、 コ 者 事 当 を ま に 乗 当 運 事 2 の 、 コ 者 事 当 を ま に 乗 当 運 事 2 の 、 コ 者 事 当 を ま に 乗 か に ま に か に か に か に か に か に か に か に か に	生月16年26年37年3月16年3月17年3月18年3月18年3月18年3月18日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3日3	日、17 発生時分、18 昼夜、 号機、24 一時停止規制(第二 27 衝突地点、28 ゾーン規制、 32 特殊事故(第1 当事者、第2 当 44 年齢(第1 当事者、第2 当 第2 当事者)、36 居住地コード(第1 第2 当事者種別(第1 当事者、 43 用途別(第1 当事者、 43 用途別(第1 当事者、 45 オートマチック車 (第2 当事者)、47 通行目 (第2 当事者)、49 5 等の状況(第1 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 当事者、第2 5 (第1 当事者、第2 当事者)、59 自 (第1 当事者、第2 当事者))、60 进行方向(第1 当事者、第	※、13市区町村コード、14発生年、19天候、20地形、21路面状態、1当事者、第2当事者)、25車道幅。29中央分離帯施設等、30歩車道第2当事者)、33性別(第1当事事者)、35国籍・地域別コード(第1当事者、第2当事者)、37職業コ号(第1当事者、第2当事者)、45年数(第1当事者、第2当事者)、46中的(第1当事者、第2当事者)、46中的(第1当事者、第2当事者)、53初高齢運転者標識(第1当事者、第2当事者)、56飲酒状況(第1当事者、第2当事者)、56飲酒状況(第1当事者、第2当事者)、56飲酒状況(第1当事者、第2当事者)、61事故要因区、第1当事者、第2当事者)、61事故要因区、第1当事者、第2当事者)、61事故要因区、第1当事者、第2当事者)、61事故要因区、62行動類型(第1当事者、第2当事者)、66自体第1当事者、第2当事者)、66自体第1当事者、第2当事者)、66自体

者)、68 エアバッグの装備(第1当事者、第2当事者)、69 サイドエアバッグの装 備(第1当事者、第2当事者)、70人身損傷程度(第1当事者、第2当事者)、71 人身損傷主部位 (第1当事者、第2当事者)、72損傷主部位の状態 (第1当事者、 第2当事者)、73人身加害部位(第1当事者、第2当事者)、74自宅からの距離(第 1 当事者、第2 当事者)、75 地点 緯度(北緯)、76 地点 経度(東経)、77 予備項 目1、78予備項目2、79予備項目3、80性別(第3当事者以下)、81年齢(第3 当事者以下)、82 国籍・地域別コード (第3当事者以下)、83 居住地コード (第3 当事者以下)、84 職業コード(第3当事者以下)、85 当事者種別(第3当事者以下)、 86 用途別(第3当事者以下)、87 車両形状等(第3当事者以下)、88 乗車別(第3 当事者以下)、89 乗車等の区分(第3当事者以下)、90 サポカー(第3当事者以下)、 91 通行目的(第3当事者以下)、92 自動運行装置の使用状況(第3当事者以下)、 93 自体防護 (第3当事者以下)、94 エアバッグの装備 (第3当事者以下)、95 サイ ドエアバッグの装備(第3当事者以下)、96人身損傷程度(第3当事者以下)、97 人身損傷主部位(第3当事者以下)、98 損傷主部位の状態(第3当事者以下)、99 人身加害部位(第3当事者以下)、100免許証番号(第3当事者以下)、101運転資 格 (第3当事者以下)、102 事故車種の運転免許経過年数 (第3当事者以下)、103 車両番号(第3当事者以下)、104ライト点灯状況(第3当事者以下)、105危険認 知速度(第3当事者以下)、106行動類型(第3当事者以下)、107反射材等使用状 況 (第3当事者以下)、108当事者の進行方向 (第3当事者以下)、109車両の衝突 部位(第3当事者以下)、110車両の損壊程度(第3当事者以下)、111自宅からの 距離 (第3当事者以下)、112予備項目1 (第3当事者以下)、113予備項目2 (第 3 当事者以下)、114 予備項目 3 (第 3 当事者以下)、115 高速道路 発生地点、116 高速道路 道路管理者区分、117高速道路 道路区分、118高速道路 曲線半径、 119 高速道路\_縦断勾配、120 高速道路\_トンネル番号、121 高速道路\_特殊事故、 122 高速道路\_\_当事車両台数、123 高速道路\_\_行動類型 (第1 当事者、第2 当事者)、 124 高速道路\_事故類型、125 高速道路\_車両単独事故の対象物、126 高速道路\_ 臨時速度規制の有無、127 高速道路 \_\_速度規制臨時のみ、128 高速道路 \_\_停止表示 器材表示の有無、129 高速道路\_交通障害、130 高速道路\_高速道路走行距離(第 1 当事者、第 2 当事者)、131 高速道路\_速度抑制装置装着状况(第 1 当事者、第 2 当事者)、132高速道路\_\_予備項目(第1当事者、第2当事者)、133入力年月日、 134 計上月、135 曜日、136 計上年、137 交番、138 町丁大字、139 小学校区、140 ビワイチ目的、141 道路の交通安全、142 安全運転管理者、143 はみ出し禁止規制、 144 高齢者居住環境、145 居住地(市町)、146 助命可能性

本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲) 道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両、路面電車及び列車の交通により引き起こされた人の死傷を伴う事故の当事者

個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法 交通事故当事者からの聴取等

記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(警察庁及び自動車安全運転センター滋賀県事務所 ) □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(所在地)	ター情報公開推進室でも受け付けることができます。	
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) — (内容) —		
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	■該当  □非該当		
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民セ (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市	ンター情報公開推進室 打出浜1番 10 号	
行政機関等匿名加工情報	本人の数 -		
の概要 作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称およ び所在地	情報の項目 - (名称) - (所在地) - (所在地)		
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	_		
備考			

整 理 番 号	交規-法1	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 6 年 11 月 1 日
個 人 情 報ファイルの名称	道路使用許可申請者ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	大津警察署、草津警察署、守山警察署、甲賀警察署、近江八幡警察署、近江八幡警察署、東近江警察署、彦根警察署、米原警察署、長浜警察署、木之本警察署、高島警察署、大津北警察署、
個人情報ファイル の 利 用 目 的	道路使用許可申請手	続の適正な運用に資するたる	めに利用する。
個人情報ファイルに 記録されている項目 要配 慮 個 人 情 報 □有 ■無	1 受理日、2 申請者住所、3 申請者氏名、4 道路使用の種別・類型、5 場所又は区間、6 路線名、7 許可期間、8 許可日、9 許可証番号、10 昼夜の別、11 手数料免除の有無、12 受取人、13 備考		
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	道路使用許可の申請者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	道路使用許可の申請者からの提出		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(警視庁及び道府県警察本部 ) □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	《所在地》	察本部警務部警察県民セン 内の各警察署警務課におい 〒520-8501 滋賀県大津市打	ても受け付けることができます。
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令)	-	

	■法第60条第2項第1号	
個人情報ファイル	(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
の種別	政令第21条第7項に該当するファイル	
	□有  ■無	
行政機関等匿名加工情報		
の提案の募集をする個人	□該当    ■非該当	
情報ファイルである旨		
     行政機関等匿名加工情報	(名称)	
の提案を受ける組織の名	<del>-</del>	
称および所在地	(所在地)	
神るよの方性	_	
行政機関等匿名加工情報	本人の数 -	
の概要	情報の項目 -	
作成された行政機関等匿	(名称)	
名加工情報に関する提案	_	
を受ける組織の名称およ	(所在地)	
び所在地	_	
作成された行政機関等匿		
名加工情報に関する提案	_	
をすることができる期間		
備考		

整理番号	交規-法2	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個人情報 ファイルの名称	自動車保管場所管理ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	交通部交通規制課
個人情報ファイル の 利 用 目 的	自動車保管場所証明	等の管理の適正化及び効率	化に資するために利用する。
個人情報ファイルに 記録されている項目	1受理・受付番号、2申請区分、3登録番号・車両番号・前車番号、4車名、5型式、6車台番号、7長さ・幅・高さ、8使用の本拠の位置、9保管場所の位置、10保管場所標章番号、11申請年月日、12申請者住所・氏名・電話、13標章発行日・		
要配慮個人情報□有 ■無	交付予定日、14 代理申請者住所・氏名・電話、15 駐車場名称、16 駐車場住所、17 所有者氏名・住所、18 駐車場管理者名・住所・電話、19 駐車可能台数、20 収容情報、21 区画情報、22 駐車場面積		
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)に定める申請者、届出者、申請者等から委任を受けた代理人、駐車場所有者、駐車場管理者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	申請者又は委任を受けた代理人からの自動車保管場所証明申請書の受付、自動車保管場所届出書等の受付及び電気通信回線を通じた申請等情報の通知の受信		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有(		)
外部委託の有無	■有□無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	《所在地》	察本部警務部警察県民セン 内の各警察署警務課におい 〒520-8501 滋賀県大津市打	ても受け付けることができます。
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令)	_	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第 (電算処理ファイ	•	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	政令第21条第7項に該当するファイル
	□有  ■無
行政機関等匿名加工情報	
の提案の募集をする個人	□該当    ■非該当
情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報	(名称)
の提案を受ける組織の名 称および所在地	(所在地)
行政機関等匿名加工情報	本人の数 -
の概要	情報の項目
作成された行政機関等匿	(名称)
名加工情報に関する提案	_
を受ける組織の名称およ	(所在地)
び所在地	_
作成された行政機関等匿	
名加工情報に関する提案	_
をすることができる期間	
備考	

整理番号	交規-法3	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 9 月 1 日
個人情報ファイルの名称	緊急通行車両等管理ファイル		
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	交通部交通規制課、大津警察署、 草津警察署、守山警察署、甲賀警 察署、近江八幡警察署、東近江警 察署、彦根警察署、米原警察署、 長浜警察署、木之本警察署、高島 警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的			に定める緊急通行車両等及び交通規 申請手続等の適正な運用に資するた
個人情報ファイルに 記録されている項目	1申出(届出)年月日、2申出(届出)者住所、3申出者(届出者)氏名、4番号票に表示されている番号、5車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人		
要配慮個人情報□有 ■無	員又は品名)、6 車両の使用者の住所・電話番号、7 車両の使用者の氏名又は名称、 8 標章・証明書番号、9 交付年月日、10 備考		
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	緊急通行車両確認申出書、緊急輸送車両確認申出書、規制除外車両事前届出書、規制除外車両確認申出書、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書、緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書、緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書、緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書、緊急通行車両事前届出書を提出した者		
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	申出(届出)者からの申出(届出)		
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(警視庁及び道府県警察本部 ) □無		
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民センター情報公開推進室 ※ 県内の各警察署警務課においても受け付けることができます。 (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打出浜1番10号		
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特	(根拠法令) 災害対策基本法施行	規則(昭和 37 年総理府第 5	52号)第6条の3

別の手続等	(内容)		
	4、6及び7の記録項目の内容に変更があった場合の訂正		
個人情報ファイル の種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	□ □		
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) — (所在地) —		
行政機関等匿名加工情報 の概要	本人の数 - 情報の項目 -		
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称およ	(名称) — (所在地)		
び所在地 作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	<del>-</del>		
備考			

整理番号	運免-法1	作成年月日または直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日	
個人情報ファイルの名称	運転者管理ファイル			
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	交通部運転免許課、大津警察署、 草津警察署、守山警察署、甲賀警 察署、近江八幡警察署、東近江警 察署、彦根警察署、米原警察署、 長浜警察署、木之本警察署、高島 警察署、大津北警察署	
個人情報ファイル	運転免許証の交付及	び更新、運転免許の取消し及	及び効力の停止等運転免許事務の適	
の 利 用 目 的	正な遂行を確保する	ために利用する。		
個人情報ファイルに 記録されている項目		1氏名、2性別、3生年月日、4本国籍、5住所、6通称名、7呼び名、8免許証番号、9照会番号、10交付年月日、11免許年月日、12免許種別、13免許条件、14		
要配慮個人情報■有 □無	有効年月日、15 有効期間区分、16 練習方法、17 更新申請県、18 最終変更年月日、19 講習区分、20 記変年月日、21 再交付日付、22 再交付理由、23 再交付回数、24 特定失効区分、25 限定解除年月日、26 最新併記年月日、27 取消年月日、28 虚偽の有無、29 処分種別、30 処分番号、31 手配年月日、32 処分通知県、33 処分日数、34 事件番号、35 路線名、36 事故内容、37 事案名、38 違反事由発生年月日時、39 事案点数、40 講習場所、41 講習番号、42 命令種別、43 指定場所、44 指定等年月日、45 再試験年月日、46 再試験番号、47 初心者講習年月日、48 初心終了年月日、49 初心取消年月日、50 初心取消理由、51 処分年月日時、52 認知機能検査年月日、53 更新等申請登録公安委員会、54 違反名、55 講習分類、56 講習種別、57 認知機能検査種類、58 認知機能検査場所、59 認知機能検査番号、60 認知機能検査得点、61 認知機能検査結果、62 認知機能検査種別、63 処分等にかかる免種、64 講習実車指導結果、65 免許申請年月日、66 申請区分、67 技能検査年月日、68 技能検査得点、69 処分・手配番号、70 短縮日数、71 累積点数、72 処分通知県、73 違反車両、74 取消処分者区公、75 取消処分者区			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	分、75 取消処分者講習受講年月日  1 現に免許を受けている者  2 運転免許が失効している者で違反行為等をしたことのないものは5年7月間、違反行為等をしたものは最大15年6月間(ただし、平成18年8月20日以前の失効免許に係るものは、その者の年齢が70歳になるまでの間)、拒否又は6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者の年齢が100歳になるまでの間  3 被取消処分者はその者の年齢が100歳になるまでの間  4 死亡により運転免許が失効した者で、違反行為等をしたことのないものは3年間、違反行為等をしたものは13年間  5 免許の抹消登録がなされた者で、違反行為等をしたものは、抹消に係る免許の			

個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合の提供先	有効期間経過後3年間 6 無免許運転をした者、国際運転免許証等を見は13年間(ただし、その者の年齢が100歳に6月以上の運転禁止処分を受けた者はその者7 運転経歴証明書の交付を受けた者及び平成取消しを受けた者はその者の年齢が120歳に1 運転免許関係手続申請者から提出された申2 交通切符、交通反則切符及び点数切符によ3 初心運転者講習、取消処分者講習、違反者請習の受講並びに認知機能検査及び運転技能検 ■有(警察庁及び自動車安全運転センター滋賀□無	こなるまでの間に限る。)、拒否又は の年齢が 100 歳になるまでの間 24 年 3 月 31 日以前に申請による なるまでの間 請書類 る報告並びに交通事故発生報告 構習、若年運転者講習及び高齢者講 査の受検
外部委託の有無	□有 ■無	
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民セン ※ 県内の各警察署警務課におい (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打	ても受け付けることができます。
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	(根拠法令) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 94 条第 35 年総理府令第 60 号)第 20 条第1項又は同法 則第 30 条の 12 第1項 (内容) 1、4及び5の記録項目の内容に変更があった:	第 104 条の 4 第 7 項及び同施行規
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	■該当  □非該当	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称および所在地	(名称) 滋賀県警察本部警務部警察県民セン (所在地) 〒520-8501 滋賀県大津市打	ンター情報公開推進室 丁出浜1番10号
行政機関等匿名加工情報 の概要	本人の数 - 情報の項目 -	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案	(名称)	

_ を受ける組締	畿の名称およ	(所在地)
び所在地		
作成された行	<sub>于政機関等匿</sub>	
名加工情報は	こ関する提案	_
をすることが	できる期間	
備	考	

		作成年月日または	
整理番号	運免-法2	直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個人情報 ファイルの名称	運転免許台帳ファイ	N	
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	交通部運転免許課
個人情報ファイル の 利 用 目 的	運転免許証の更新、 適正な運用のために		区納、経歴証明等運転免許業務の
個人情報ファイルに 記録されている項目	証番号、9 有効期間	の末日、10 免許証の色、11	主所、6 呼び名、7 通称名、8 免許 交付年月日、12 照会番号、13 免許
要配慮個人情報■有 □無	票等回答年月日、19		証番号、17 再交付年月日、18 質問 記載判明年月日、21 虚偽記載の有 f公安委員会
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	現に免許を受けてい	る者及びかつて免許を受け、	ていた者
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	運転免許関係手続申	請者から提出された申請書	
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(警察庁及び自 □無	動車安全運転センター滋賀り	県事務所 )
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	《所在地》	察本部警務部警察県民センタ 内の各警察署警務課において 〒520-8501 滋賀県大津市打	ても受け付けることができます。
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特 別の手続等	35 年総理府令第 60 則第 30 条の 12 第 1 (内容)	号)第20条第1項又は同法	1項及び道路交通法施行規則(昭和 第 104 条の4第7項及び同施行規 場合の訂正
個人情報ファイル の種別	■法第60条第2項第 (電算処理ファイ		□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	政令第21条第7項に該当するファイル
	□有  ■無
行政機関等匿名加工情報	
の提案の募集をする個人	□該当    ■非該当
情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報	(名称)
の提案を受ける組織の名 称および所在地	(所在地)
行政機関等匿名加工情報	本人の数 -
の概要	情報の項目
作成された行政機関等匿	(名称)
名加工情報に関する提案	_
を受ける組織の名称およ	(所在地)
び所在地	_
作成された行政機関等匿	
名加工情報に関する提案	_
をすることができる期間	
備考	

整 理 番 号	運免-法3	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報ファイルの名称	臨時適性検査対象者	情報ファイル	
実 施 機 関 の 名 称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	交通部運転免許課、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、大津警察署、草津警察署、守山警察署、甲賀警察署、近江八幡警察署、東近江警察署、彦根警察署、米原警察署、長浜警察署、木之本警察署、高島警察署、大津北警察署
個人情報ファイル の 利 用 目 的	一定の病気保持者等	に対する運転免許継続保持	審査のために利用する。
個人情報ファイルに 記録されている項目		、3性別、4住所、5電話 成日、10処分、11運動能力	番号、6免許証番号、7有効期限、 口検査実施日、12新条件
要配慮個人情報■有 □無			
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	道路交通法に係る一	定の病気保持者	
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	本人及び家族等から	の申告、医師の診断書	
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	□有(		)
外部委託の有無	□有 ■無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	(所在地)	察本部警務部警察県民セン 内の各警察署警務課におい 〒520-8501 滋賀県大津市扌	ても受け付けることができます。
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特	(根拠法令)	-	

別の手続等	(内容)	
	_	
	■法第60条第2項第1号	
個人情報ファイル	(電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号
の種別	政令第21条第7項に該当するファイル	(マニュアル処理ファイル)
	□有  ■無	
行政機関等匿名加工情報		
の提案の募集をする個人	□該当    ■非該当	
情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報	(名称)	
の提案を受ける組織の名	-	
称および所在地	(所在地)	
77.40 00 0 // [[]	<del>-</del>	
行政機関等匿名加工情報	本人の数 -	
の概要	情報の項目 -	
作成された行政機関等匿	(名称)	
名加工情報に関する提案	_	
を受ける組織の名称およ	(所在地)	
び所在地	_	
作成された行政機関等匿		
名加工情報に関する提案	_	
をすることができる期間		
備考		

整理番号	運免一法4	作成年月日または 直近の修正年月日	令和 5 年 4 月 1 日
個 人 情 報ファイルの名称	高齢運転者管理ファ	イル	
実施機関の名称	滋賀県警察本部長	個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	交通部運転免許課
個人情報ファイル の 利 用 目 的	高齢運転者の運転免	許事務の適正な遂行を確保	するために利用する。
個人情報ファイルに 記録されている項目	有効期間の末日、7	免許の種類、8連絡先、【認	3性別、4住所、5免許証番号、6 3知機能検査】9検査種類、10検査
要配慮個人情報■有 □無	15 検査年月日、16		数、【運転技能検査】14 検査種類、 検査回数【高齢者講習】19 講習種
本人として個人情報 ファイルに記録される 個人の範囲(記録範囲)	運転免許保有者で更	新期間満了日における年齢	が 70 歳以上の高齢者
個人情報ファイルに 記録される個人情報 (記録情報)の収集方法	運転者管理システム	、対象者の認知機能検査及び	び運転技能検査、高齢者講習の結果
記録情報を当該実施機関 以外の者に経常的に提供 する場合の提供先	■有(警察庁 □無		)
外部委託の有無	■有□無		
開示・訂正・利用停止請 求を受理する組織の名称 および所在地	《所在地》	察本部警務部警察県民セン 内の各警察署警務課におい 〒520-8501 滋賀県大津市打	ても受け付けることができます。
訂正・利用停止に関する 他の法令の規定による特	(根拠法令)	-	
別の手続等	(内容)	_	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第 (電算処理ファイ 政令第21条第7項に □有 ■無	ル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報		
の提案の募集をする個人	□該当	■非該当
情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報	(名称)	
の提案を受ける組織の名		_
称および所在地	(所在地)	
77.1.000///		_
行政機関等匿名加工情報	本人の数	_
の概要	情報の項目	_
作成された行政機関等匿	(名称)	
名加工情報に関する提案		_
を受ける組織の名称およ	(所在地)	
び所在地		_
作成された行政機関等匿		
名加工情報に関する提案		_
をすることができる期間		
備考		